

◎新潟県告示第494号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第17項の規定により、新潟市の阿賀野川左岸土地改良区連合から次のとおり役員が就退任した旨の届出があった。

令和2年4月17日

新潟県新潟地域振興局長

1 就任

理事	五泉市一本杉340番地	皆川 俊和 (理事長)
〃	新潟市秋葉区水田548番地	高井 一郎
〃	五泉市下条83番地	佐藤 岩雄
〃	〃 荻曾根丙193番地	関谷 進一
〃	〃 宮野下5754番地	須藤 仁
〃	〃 村松乙445番地	佐久間 公英
〃	新潟市秋葉区北上2丁目21番5号	木沢 富士雄
監事	五泉市東四ツ屋567番地	佐藤 志津男
〃	〃 丸田戊9番地	齋藤 春男

就任年月日 令和2年4月4日

2 退任

理事	五泉市長橋乙801番地	齋藤 忠
----	-------------	------

退任年月日 令和2年3月31日

理事	新潟市秋葉区水田548番地	高井 一郎 (理事長)
〃	五泉市一本杉340番地	皆川 俊和
〃	〃 下条83番地	佐藤 岩雄
〃	〃 荻曾根丙193番地	関谷 進一
監事	〃 宮野下5754番地	須藤 仁
〃	〃 東四ツ屋567番地	佐藤 志津男

退任年月日 令和2年4月3日